

公益社団法人 日本コンクリート工学会
特定指針等普及専門委員会規程

令和 元年 5月 22日 制定

令和 元年 8月 28日 改正

令和 4年 10月 31日 改正

(目的)

第1条 この規程は、特定指針等普及専門委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員 20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長 1名を置く。また、必要に応じて副委員長及び幹事各若干名を置くことができる。なお、幹事のうち 1名を幹事長とすることができる。

2. 委員長は、普及委員会委員長が指名する。

3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。また、幹事長は、幹事のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び幹事の任期は 2年とし、最長 6年まで重任を妨げない。

2. 委員の任期は 2年とし、重任を妨げない。

3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、公益社団法人日本コンクリート工学会で策定した指針類、ソフト及び委員会報告書等を普及することを業務とする。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(国際委員会との協調)

第7条 海外出張及び海外講習会を行う場合には、計画の段階で普及委員会に付議するとともに、国際委員会に諮って承認を得なければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、普及委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。
2. この規程の改正は、令和4年10月31日から施行する。